公共下水道設置に関する協定書

　東根市開発行為に伴う公共下水道の整備取扱要綱（以下「要綱」という。）第５条の規定に基づき、東根市公共下水道管理者　東根市長　　　　　　　　（以下「甲」という。）と開発者　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、次の開発行為にかかる公共下水道施設の設置について、下記のとおり協定する。

開発行為事業名

開発行為の場所

記

１　甲及び乙は、別紙の公共下水道施設施工区分に従い、各々の費用負担で施工するものとする。

２　乙は、東根市開発行為に伴う公共下水道の整備取扱要綱第６条第１項各号の手続きに従うものとする。

３　甲は、必要が生じた場合に施工時期・施工区分等を変更することができるものとする。また、その変更により、乙に何らかの障害、損失等が発生したとしても、乙は甲に対してその補償等を請求しないものとする。

４　乙は、別添の特記仕様書に基づき工事を施工するものとし、それ以外の工事の仕様及び施工基準については、山形県土木部共通仕様書等を準用するものとする。

５　甲及び乙は、この協定に関し不明な点等が生じた場合は、その都度協議するものとする。

　上記協定締結の証として本協定書を２通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各々１通を保有する。

年　　月　　日

甲　住　所　東根市中央一丁目１番１号

氏　名　東根市公共下水道管理者

東根市長

乙　住　所

氏　名